

検証チームで議論していること～4月20日テレビ朝日「モーニングショー」

平成29年4月20日テレビ朝日「羽鳥慎一モーニングショー」において、テレビ朝日報道局コメンテーター室解説委員の玉川徹氏がレポーターを務める「そもそも総研」のコーナーにて約20分間、「そもそもテロ等準備罪は本当に危険ではないのか？」と題して、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について特集しました。その中で、まず玉川氏は法案についての懸念を挙げました。要約すると以下のようになります。

・総理は「一般の方や市民団体がテロ等準備罪の適用対象になることはない」と説明しているが、共謀罪に詳しい海渡雄一弁護士は「一般人も関係あります」と指摘している。海渡弁護士によれば、「テロ等準備罪」が適用される277の罪のうち一部は一般人に関係する恐れがあるという。例えばその中に「組織的な信用毀損・業務妨害」や「組織的な威力業務妨害」がある。

・「組織的な威力業務妨害」の例としては、マンションの建設に反対している近隣住民らが工事車両の進入を止めた場合などがこれに当たる。政府に関連した例では、沖縄の基地建設に反対している人々がブロック塀を積んで車両の通行を妨害し、リーダー格の人物が「威力業務妨害罪」で逮捕され5ヶ月間拘留された事実がある。このように政府にとって都合の悪い運動について「テロ等準備罪」が恣意的に用いられる可能性があるとして海渡弁護士は主張している。

・「組織的な信用毀損・業務妨害罪」の例としては、国の政策を推進する企業、例えば原発事業を行う会社に対し「経営が危ない」「大丈夫なのか」などの書き込みを組織的にSNSで拡散させた場合がこれに当たる。

・これらの罪について、従来は実際に行った者だけが検挙の対象だったが、「テロ等準備罪」の新設により、実際に行われる前の準備の段階で検挙される可能性があるとして海渡弁護士は指摘している。

以上の指摘を踏まえて玉川氏は、今回の法案の取りまとめ役とされる自民党の法務部会長・古川俊治議員にインタビューを行いました。そのインタビューのうち、「組織的な威力業務妨害」の例についてのやり取りは以下のようなものでした。

玉川氏『例えば、人間の盾でトラックが入っていくのを阻止したらどうだろうというふうなことを共謀して、例えば「そのためにお金があるね」というふうなことで、銀行でお金をおろしたら、これは（テロ等準備罪の）対象になるんですか』

古川議員『みなさんは、集まるときに沖縄の何か目的を持ってお集まりと考えていらっしゃるでしょうけれども、元々の組織として犯罪をやることを共通に集まってないんですよ』

玉川氏『でもトラックを通さないということが共通の目的になってるじゃないですか』

古川議員『同様の目的で、みんながトラックを通さないというためだけに集まっているかという、そうじゃないですね。』

玉川氏『私がお伺いしたいのは、この法律が出来た時にそういう解釈が出来ませんかということ。出来るか出来ないかということです。今の政権がやらないとか、やるとか言ってることじゃなくて、この法律ができて20年後、30年後の政権がですね、そういうふうなことを問うことが出来る道具になりませんかということ』

古川議員『最終的にはそれは、どの法律もそうなんですけど、今の刑事犯罪というのは最終的には裁判所が判断することになりますから』

玉川氏『逮捕権、逮捕の請求というふうなことは、政権側っていうか要するに、警察側でできるんじゃないですか』

古川議員『それは刑事犯罪を犯した時に問われた人であってね、その場合には、やっぱりこれから先たぶん国会で出てくるような話、ずっと答弁というのが基本になって、その法解釈につなげるんですよ』

玉川氏『実行はしていないというふうな段階で、そういうふうな犯罪を犯そうとしている集団だっというふうな認定して、それがわかったら逮捕というふうなことまで、できませんか』

古川議員『具体的に、じゃあ仮にね、完全にトラックを防止するという目的だけにみんなが集まると。仮にですよ、極めて具体的な計画、具体的な計画と言ったら危険性が出てくるということですから、まさにやろうとしているということなんですね、そしてそのための実行準備行為をやったという段階じゃないと、これ適用になりませんから』

玉川氏『逆に言うと、そこまでやれば適用できるということですよ』

古川議員『そうなれば、組織的犯罪集団として認定される可能性はありますね』

「組織的な信用毀損・業務妨害罪」についても、古川議員は適用対象の重要な条件はその集団が「集まった目的」であるから、企業等の信用を毀損してやるという明確な意図を持っている場合に限られると説明しました。

これに対し玉川氏は『「あの会社はこのまま行くと潰れますよ」というふうなことを言えば、もしかすると名誉を毀損するかもしれないねという風に考えて、絶対に名誉を毀損するためにやるということじゃなくたって成立しうるのでは』と聞きます。その後のやり取りは以下のようなものです。

古川議員『故意がなければいけませんから。故意があるかどうかは裁判所の認定になりますから』

玉川氏『それは、だから逮捕ですよ。犯罪の認定じゃなくて、逮捕まではできるんじゃないですか』

古川議員『故意があるかどうかの認定が必要ですから、もちろん。それは過失犯で逮捕するわけにはいきませんから、それはもちろん故意があるということは確定的に何か証拠に出ている、且つその具体的な計画でまさに実行の段階に入って、実行準備行為があるという段階になれば、それはその犯罪は成立するので』

玉川氏『あり得るということですね』

古川議員『あり得ることです』

玉川氏『あり得るということですね、はい』

他にもインタビューではテロ等準備罪がテロのみを対象としているわけではないことや、証拠を得る手段として捜査権が拡大されるのではないかと、「監視社会」につながるのではとの懸念などについて議論されましたが、このインタビューのVTRを踏まえて、玉川氏はスタジオで以下のように述べました。

『我々が懸念した、市民運動とかが対象になって、計画した段階で逮捕っていうことになったりするんじゃないですかというふうなことの2つの例については「有り得る」っていうふうに古川議員はおっしゃいました』

果たしてこの玉川氏の発言は、事実を正しく伝えていると言えるでしょうか？

古川議員は「トラックの通行阻止」に関しては、仮に「完全にトラックの通行を妨害するという目的だけで集まった集団」があった場合に、それが具体的に計画をして準備を行った場合は「対象になり得る」と言っています。「完全にトラックの通行を妨害するという犯罪目的だけで集まった集団」は「市民運動」とは言えないのではないのでしょうか。

「組織的な信用毀損・業務妨害罪」についても、古川氏はその犯罪を目的とした「故意性」が重要であると強調しているのですが、その条件の上で「あり得る」と述べた部分を言質として、玉川氏は上記のスタジオでの発言をしています。「市民団体」等が行動の計画段階で検挙されるといった懸念に現実性があるという自らの主張に、古川議員の発言を強引に引き寄せて伝えた形です。

玉川氏の報道姿勢は、この法案に対する批判の先頭に立つ海渡弁護士の話伝えるだけで

なく、推進する側にも説明を求めている点は評価できるものの、玉川氏の伝え方が事実に対して誠実とは言えない恣意的なものになっており、放送法第4条1項3号「報道は事実を曲げないですること」の観点から好ましくないのではとの意見が検証チーム内で上がりました。

また、「政府の気に食わない人物がこの法律によって恣意的に検挙されるのではないか」「監視社会になるのでは」との懸念が強調されていたことについて、以下のような意見がありました。

『政府が気に喰わない人物でも、テロ等準備罪の構成要件としての「犯罪計画」とその「実行準備行為」がなければ警察は手を出せません。

また、1人の人間を監視するだけであっても相当のリソース（資金と人手）が必要であり、警察に国民の多数を監視するだけのリソースはなく、その必要性もありません。そもそも、捜査のきっかけ（「捜査の端緒」；犯罪捜査規範2章）がないと捜査は始まりません。以上により、監視社会化論とテロ等準備罪の成否との関係はありません。』

当会ではこれまで、報道の公平性の問題を、対立する意見に割く時間を軸に世に訴えてきましたが、日々の番組を注視する中で、事実上不誠実な発言の多さが実は大きな問題ではないかという感を深めてきました。

そうした中でも玉川徹氏は特にその発言や報道の仕方が問題視されることが多いので、実際にどれほどの問題があるのかを含めて、現在調査を行なっているところです。